受
41.9.30
鳥取県…

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇告示
土地改良区の定款の変更の認可
〃
〃
土地の用途廃止
◇公安告示
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
〃　道路交通法による聴聞の実施
〃　風俗営業等取締法による聴聞の実施
古物営業法による聴聞の実施

告示

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を昭和四十一年九月十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和四十一年九月十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八橋中央土地改良区の定款の変更を昭和四十一年九月十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県告示第四百八十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年八月二十四日から用途廃止した。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

場所	面積	用途
米子市加茂町二丁目三番四地先	平方メートル 一七・五五	道路敷
〃　九番地先	二八・九五	〃
〃　車尾字新地山下九五四番三地先から九四〇番四地先まで	五二・八二	〃

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県

〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕

〃	西福原字新町道西米川添四二九番三地先から四三二番二地先まで及び四三一番一地先	一三五・九九	〃
〃	博労町四丁目三五二番二地先	二八・二五	水路敷
〃	東福原字前田総西四八七番二地先から字壱番割堂総西五七九番二地先まで	一二二・九七	〃
〃	車尾字新地山下九六二番一地先	一七・〇四	道路敷
〃	九六二番四地先から九六三番三地先まで	一五・五〇	〃
〃	字西屋敷下端八五一番一三地先から八五六番三地先まで	二五・二九	〃
〃	富益町字往来東壱一二〇六番地先	三三九・九五	道路敷
〃	字往来東八六二六番地先及び六六六番地先	一一八・五六	〃
〃	字往来東七七七七番二地先	六七・六六	〃
〃	上新印字済仏二四六番一地先	一〇三・三三	水路敷
〃	富益町字往来西六二〇一四番二地先から二〇三二番地先まで	一四八・二九	道路敷
〃	一九四四番地先から一九四五番地先まで	八五・四五	〃
〃	二〇一四番二地先から一九五一番二地先まで及び二〇一九番二地先ならびに一九四七番地先	九七・五二	〃
〃	一九五〇番地先から二〇三二番地先まで及び一九五〇番地先から一九四七番地先まで	一五一・四六	水路敷
〃	一九六四番二地先	二三・〇八	〃
〃	二〇一五番二地先	二〇・四七	〃
〃	字往来西七二〇七二番地先から二〇七三番地先まで	五五・〇〇	道路敷
〃	二〇六九番地先	一七・二二	〃
〃	石井字ドウ五一六番地先から五一四番地先まで	二〇六・七七	道路敷
〃	五一四番地先及び五一三番地先	一〇八・六九	堤塘敷
〃	五一三番地先	七八〇・八九	溜池
〃	字奥野り越山五六〇番地先から字ドウ五一四番地先	一九四・五五	水路敷
〃	五五九番地先から五六五番地先まで	一七四・六一	道路敷

鳥取県告示第四百九十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

場所	面積	用途
東伯郡東伯町大字徳万字下惣速二三五番四地先	平方メートル 二二・七九	水路敷

鳥取県告示第四百九十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年九月十四日から用途廃止した。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

場所	面積	用途
鳥取市湖山町大字池淵外浜一七四〇番三地先及び一七三〇番二地先	平方メートル 六四・〇〇	道路敷

鳥取県告示第四百九十二号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、昭和四十一年十月一日から施行する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県知事　石破二朗

「株式会社鳥取銀行生山出張所　日野郡日南町生山　株式会社山陰合同銀行生山支店」を「株式会社鳥取銀行生山出張所　日野郡日南町生山　株式会社山陰合同銀行生山支店
株式会社鳥取銀行岡山支店　岡山市西中山下　株式会社山陰合同銀行鳥取支店」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長　沢住辰蔵

一　聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十月六日　午前十時三十分から

米子市糀町　米子警察署小会議室

二　聴聞当事者の住所及び氏名

1	東伯郡東伯町大字三保三一七の二	亀谷博
2	東伯郡東伯町大字中尾二三八	大田美隆
3	東伯郡大栄町大字由良宿一五三七	道祖尾英喜
4	米子市上後藤八九の一	三島茂夫
5	米子市上後藤一八六	横地良典
6	米子市陰田町一三五三	鷲見礼三
7	米子市旗ケ崎九五四	鷲見昭一
8	米子紺屋町一〇二	山根勝吉
9	米子市糀町二丁目一七	若槻隆治郎
10	米子市上安曇五三九	田子正昭
11	米子市彦名四二七〇	河場秀夫
12	米子市明治町六三	福田孝輔
13	西伯郡大山町大字所子三五三	竹仲励
14	西伯郡大山町大字神原一九六の三	坂田仁
15	西伯郡淀江町淀江八三一の一	糀和友
16	境港市渡町二三五三	松本清
17	境港市渡町木工団地六三号	宮崎明人
18	境港市渡町二一〇九	根本重利
19	境港市外江町二一五	眞栄武司
20	境港市外江町一〇五五	寺本寿雄
21	境港市小篠津町一〇七三	角優
22	境港市京町八九	赤沼準生
23	境港市中野町二四〇	景山一男
24	西伯郡岸本町久古二一の二	松原久男
25	西伯郡岸本町上細見六	安野すみえ

鳥取県公安委員会告示第四十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長　沢　住　辰　蔵

一　聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十月六日　午前九時三十分から

米子市糀町一丁目一五一　米子警察署

二　聴聞当事者の住所及び氏名

米子市糀町一丁目八四　藤　本　一　恵

鳥取県公安委員会告示第四十一号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長　沢　住　辰　蔵

一　聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十月六日　午前九時三十分から

米子市糀町一丁目一五一　米子警察署

二　聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西福原八一〇　山　野　貞

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　（定価一部一箇月三百円（送料を含む。））

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

41.10.1

目次

◇訓　令　鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
◇告　示　生活保護法による医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の定款の変更の認可
臨時種畜検査の実施
◇公　告　甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施
クリーニング師試験の合格者

訓令

鳥取県訓令第十二号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年九月三十日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の項の被評定者及び第一次評定者の欄中「構造改善室長」を「林業構造改善室長」に改め、同表中

県税事務所 福祉事務所 保健所 土木出張所	課長	所長
	係長 駐在所長	課長
	右以外の職員	係長 駐在所長 係をおかない課にあつては課長

を

県税事務所 福祉事務所 保健所 土木出張所	課長	所長
	係長	課長
	右以外の職員	係長 係をおかない課にあつては課長

に、

農業改良普及所 病害虫防除所 家畜保健衛生所 蚕業指導所 干拓事業所

を

農業改良普及所 病害虫防除所 家畜保健衛生所 蚕業指導所 久米ケ原土地改良事業所

に、